



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2013 年 NO12 総 54 期

目 次

IP ニュース

- 我国国内の発明特許出願の受理件数が特許出願受理総件数の 3 割を超えた
- 国家知識産権局が、特許法修正シンポジウムを再度開催した
- 我国の特許代理機構が 1000 社を超えた
- 国家著作権局:95%の市級政府がソフトウェアの正規版化を実現した
- 公安部:今年 1-9 月、摘発した権利侵害及び模倣品案件が 23.4 万件に達した

ビジネスニュース

- 2013 年 1 月-2013 年 10 月外商直接投資に関する統計

新法速達

- 知的財産権管理体系認証実施意見の発布に関する通知
- 政府承認の投資項目目録(2013 年版)
- 2014 年関税実施方案
- 加工貿易国内販売の徴税手続き集中に関する公告

IPニュース



代県 楊忠武祠 (山西)

撮影：丁辰

我国国内の発明特許出願の受理件数が特許出願受理総件数の3割を超えた

先日、国家知識産権局が発表したところによると、我国の国内特許出願受理総件数に占める国内発明特許出願の受理件数の割合は、三ヶ月連続で30%を超え、10月には36.2%に達した。これは、今年、国内発明、実用新案、意匠の出願受理件数の割合を3:4:3という構造を形成す

ると言う目標に対し、よい基礎を固めた。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201312/t20131206_887147.html

国家知識産権局が、特許法修正シンポジウムを再度開催した

11月27日、特許法の修正に伴い、国家知識産権局が、北京において特許法修正シンポジウムを再度開催した。同シンポジウムにおいて、各業界の代表者は、特許法を通じて、特許権の保護を強めることを唱えた。政府部門、研究機構の代表者は、行政執法、無効宣告決定の効力がすぐに生じること、行政調解の司法認定及び懲罰的損害賠償などの問題について、意見を交わして、真剣で深い討議を行った。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201311/t20131129_885044.html

我国の特許代理機構が1000社を超えた

12月11日、国家知識産権局が発表したところによると、承認されて成立した特許代理機構は、1000社を突破し、1001社になった。弁理士資格を持つ人と弁理士執業資格を取得する人は、それぞれ17,886人、8,861人に達した。2012年、国家知識産権局が受理した特許出願件数は205.1万件に達し、その約65%は特許代理機構に依頼されたものであった。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201312/t20131213_888902.html

国家著作権局：95%の市級政府がソフトウェアの正規版化を実現した

先日、国家著作権局が発表したところによると、2013年11月末までに、我国の95%の市級政府と88%の県級政府は、ソフトウェアの正規版化を実現した。検査期間において、各級政府機関は、500万余りセットのオペレーティングシステム、オフィス及びアンチウイルスソフトウェアを購入し、29億人民元を支出した。

全文：<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=19876>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

公安部:今年 1-9 月、摘発した権利侵害及び模倣品案件が 23.4 万件に達した

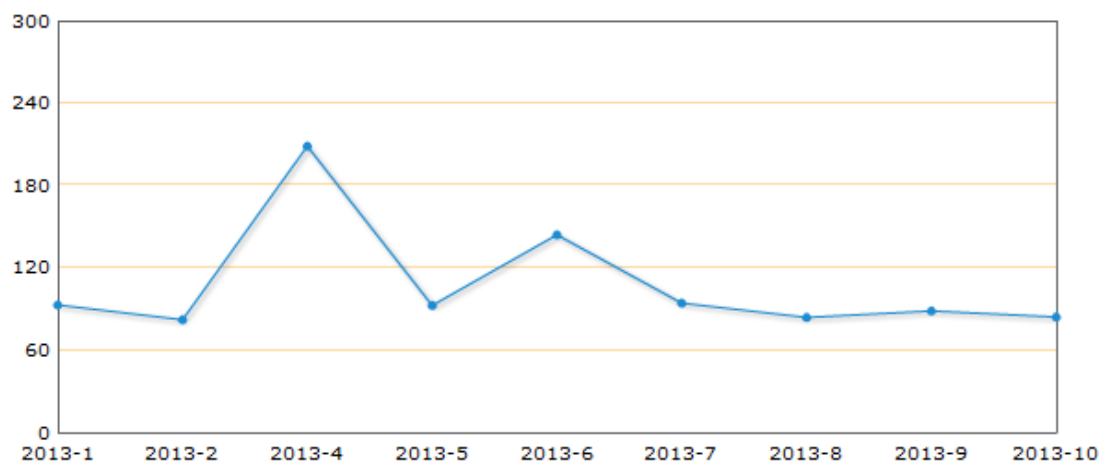
今年、知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する業務は、全国的に深く展開してきた。データによると、今年 1-9 月、権利侵害、模倣品をめぐる犯罪事件が 23.4 万件に達し、関連金額が 241.8 億人民元に達した。この期間において、全国の公安機関が容疑者 35,385 人を逮捕し、検察機関が模倣品犯罪案件 7,501 件、12,990 人を起訴し、審判機関が模倣品刑事案件 6,773 件を審結した。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=19867>

ビジネスニュース

2013 年 1 月-2013 年 10 月外商直接投資に関する統計

単位: 億ドル



全文: <http://data.mofcom.gov.cn/channel/includes/list.shtml?channel=wzsj&visit=A>

新法速達

知的財産権管理体系認証実施意見の発布に関する通知

国家認証・認可監督管理委員会と国家知識産権局が 11 月 27 日、6 日に公布の『知的財産権管理体系認証実施意見の発布に関する通知』を正式発表した。

当該通知の概要については下記の通りである。

1. 知的財産権管理体系認証とは、第三者の認証機構が社会組織の内部知的財産権管理体系に対して、規範要求を符合するか否かについて証明する合格評定活動を指す。国家は統一した知的財産権管理体系認証制度を実行する。知的財産権管理体系認証の監督管理業務は、国家認証・認可監督管理委員会、国家知識産権局がそれぞれの職責に基づいて分業し、互いに協力して共同実施する。

2. 国家認証・認可監督管理委員会は、『中華人民共和国認証認可条例』と『認証機構管理弁法』で規定されている基本条件と管理体系認証機構の通用要求、及び知的財産権管理体系認証の技術能力要求に基づいて、知的財産権管理体系認証に従事する認証機構に対して審査を実施する。

3. 認証機構はリスクコントロール機制を構築し、その認証活動により齎される恐れがあるリスクと責任に対して、合理的で且つ有効な防止措置を採用しなければならない。認証活

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

動に従事する機構及びその人員は、業務活動中で承知した商業秘密等に対して秘密保持義務を負うこと。

また、通知では、国家認証・認可監督管理委員会が知的財産権管理体系認証に従事する認証機構を批准する場合、国家知識産権局への意見募集を行わなければならないことを明確にした。

全文：http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201311/t20131127_884501.html

政府承認の投資項目目録(2013年版)

国務院が12月13日、2日に公布の『政府承認の投資項目目録(2013年版)』(当局許認可必要の投資プロジェクトリスト)を正式発表した。

当該目録の概要については下記の通りである。

1. 企業が当該目録内の固定資産投資項目に投資して建設する場合、規定に基づいて関連項目の承認

機関に報告して審査しなければならない。企業が当該目録以外のプロジェクトに投資して建設する場合、届出管理を実行する。事業単位、社会团体等がプロジェクトを投資して建設する場合、当該目録に基づいて執行される。

2. 『外商投資産業指導目録』の中で、中国側がマジョリティ持株(相対的マジョリティを含む)の要求がある総投資額(増資を含む)が3億米ドル及びその以上の奨励類項目、総投資額(増資を含む)が5000万米ドル及びその以上の制限類(不動産を除く)項目については、国務院投資主管部門が承認する。

3. 『外商投資産業指導目録』における制限類の中で、不動産項目と総投資(増資を含む)が5000万米ドル以下のその他制限類項目は、省級政府が承認する。

4. 『外商投資産業指導目録』の中で、中国側がマジョリティ持株(相対的マジョリティを含む)の要求がある総投資額(増資を含む)が3億米ドル以下の奨励類項目は、地方政府が承認する。外商投資企業の設立及び変更事項は、現行の関連規定に基づいて商務部と地方政府が承認する。

5. 国内企業が海外で企業(金融企業を除く)を設立する際に、注意を要する国家と地区、重要産業に該当する場合、商務部が承認する。その他の場合、中央管理企業が商務部に届出し、地方企業は省級政府に届出する。

全文：http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content_2547379.htm



五台 南禅寺付近(山西)

撮影：丁辰

2014 年関税実施方案

国务院関税税則委員会が 12 月 16 日、11 日に公布の『2014 年関税実施方案』を正式発表し、2014 年 1 月 1 日より、767 種の輸入商品に対して最恵国税率を下回る年間輸入暫定税率を適用することを決定し、平均優遇率は 60%に達することを明らかにした。

当該方案の概要については下記の通りである。

1. 新規追加の輸入関税税率引下商品、又は税率を更に引き下げる商品には、航空用エンジン、携帯電話・タブレット PC 用ディスプレイ等、戦略的新興産業が必要とする設備・部品・原材料、天然の牧草等の農業支援商品、音波生命探査装置等の災害救助用品が含まれる。

2. 光ファイバー用プリフォーム、マルチポイントインジェクションターボチャージャー等の一部製品に対して年間輸入暫定税率を実施しない。最恵国税率の適用を復帰し、2013 年に実行する暫定税率より少し高い。

3. 関連国・地域と締結した自由貿易協定、又は関税優遇協定によると、引き続き ASEAN 諸国、チリ、パキスタン、ニュージーランド、ペルー、韓国、インド、バングラデシュ等の国の一部輸入商品に対して協定税率を適用し、一部の税率を更に引き下げること。

また、輸出入税法の一部税目を調整し、デジタル制御クランク軸研削盤、3D プリンター、溶接ロボット、水晶、トルマリンなどの税目を追加する。調整後、2014 年の輸出入税目の数は、2013 年の 8238 から 8277 に増加することを明確にした。

全文：http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/16/content_2548712.htm



五台 南禅寺(山西)

撮影：丁辰

加工貿易国内販売の徴税手続き集中についての公告

税関総署が 12 月 18 日、16 日に公布の『加工貿易国内販売の徴税手続き集中についての公告』を正式発表した。

当該公告の概要については下記の通りである。

1. 加工貿易国内販売の集中徴税とは、条件に符合する加工貿易企業が加工貿易保稅貨物を先に国内で販売した後、主管税関に国内販売の納税手続きを集中して行うことを指す。税関特殊監督管理区域における企業、税関特殊監督管理区域以外のネットワーク接続監督管理企業は、それぞれの現行規定に基づいて国内販売の集中納税手続きを行い、税関特殊監督管理区域以外の非ネットワーク接続監督管理の B 類企業及びその以上の企業は本公告に基づいて国内販売の集中納税手続きを行うこと。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

2. 企業は集中納税モードを採用して国内販売手続きを行う場合、税関に『国内販売納税手続き状況表』を事前に提出して届出し、規定に基づいて担保を提供しなければならない。AA、A 類企業は保証の提供が必要なく、B 類企業は有効な保証を提供し、税関保証金又は有効期限付き銀行保証書の 2 つの方法を採用することができる。

3. 企業は届出段階において保証金を納付し、且つ納付した保証金の金額が徴収すべき保証金の金額を超えている場合、重複納付を必要としない。但し、企業は国内販売の徴税期間中に、届出段階に納付した保証金の金額が加工貿易手帳の照合消し込み作業により、届出段階で徴収した保証金をすでに還付され、それにより保証金の金額が足りない場合、相応する保証金を追加納付し、又は銀行保証書の金額を変更しなければならない。

また、加工貿易企業の国内販売商品で許可証管理の商品に該当する場合、相応する許可証を取得した後、税関で国内販売集中申告手続きを行わなければならない。

全文：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info681258.htm>